

四万十町地域公共交通利便増進実施計画の検討について

1. 地域公共交通利便増進実施計画の策定に向けて

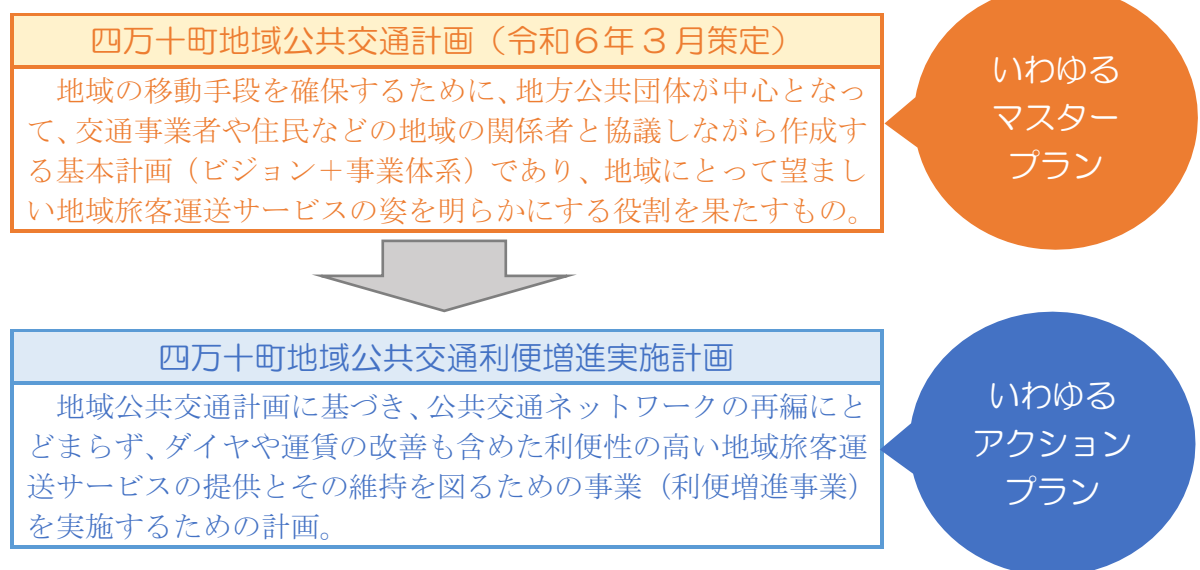
(1) 四万十町地域公共交通利便増進実施計画の検討

今年度において、地域公共交通計画を策定するとともに、この計画に記載のある事業を具体的に推進していくための新しい制度による「地域公共交通利便増進実施計画」を令和6年度初頭に策定する。

(2) 地域公共交通利便増進実施計画とは

地域公共交通利便増進実施計画は、地域公共交通計画（昨年度に策定済み）に基づき、地域公共交通ネットワークの再編成や、ダイヤ・運賃の改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの提供を図るための事業を実施するための計画である。

本計画の作成に当たっては、地域公共交通利便増進事業を実施しようとする関係者の同意を得ることで、国土交通大臣の認定を申請可能となる。



2. 地域公共交通利便増進実施計画策定のメリット

地域公共交通利便増進実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることにより、次のメリットが得られる。

- ・ 様々な連携する事業への国庫補助金の活用が可能となる。
- ・ 地域公共交通利便増進実施計画に基づいて実施される利用促進及び同計画の達成状況等の評価の実施への支援メニュー活用（補助率 1/2）が可能となる。